

Title	駒村圭吾著『ジャーナリズムの法理：表現の自由の公共的使用』
Sub Title	Komamura, Keigo "Law of journalism : public uses of free speech"
Author	大石, 裕(Oishi, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.5 (2002. 5) ,p.125- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020528-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

駒村圭吾 著

『ジャーナリズムの法理』

——表現の自由の公共的使用——

本書は憲法学を専攻する著者が、マス・コミュニケーションをめぐる法律的諸問題に関して体系的に論じた労作である。ただし、類書とは異なり、本書の題名からも明らかのように、従来のジャーナリズム研究を積極的に摂取しながら自らの論理を組み立てるという手法が取られており、それが本書の大きな魅力になっている。

本書の構成は以下の通りである。

第I部 表現の自由とジャーナリズムの規範

第1章 表現の自由とマス・メディア

1. 表現の自由の基礎理論、2. 表現の自由の公共的使用

第2章 ジャーナリズムの規範的再生

1. 媒体モデルと実体モデル、2. ジャーナリズムの精神の諸系譜

第II部 ジャーナリズムの法理

第3章 公権力とジャーナリズム

1. 報道の自由、取材の自由、2. 国家秘密への接近、3. 取材源の秘匿、取材資料の保護、4. 取材拒否、取材制限、5. 公開制と取材活動、6. 記者クラブ、7. 放送に対する政府規制

第4章 ジャーナリズムと個人の権利

1. 名誉権の保護、2. プライヴァシーの保護、3. 犯罪報道と個人の権利、4. 報道被害の救済、5. 社会秩序の維持と権利保護の間で

第5章 ジャーナリズムの自己規律

1. 自己規律の基本原理、2. 自己規律の諸相

第III部 ジャーナリズムの今日と明日

第6章 ジャーナリズムの今日と明日

1. 公共性、2. サイバー・スペース、3. 近未来のジャーナリスト

このように本書では、表現の自由に関する考察を基礎として、それに関わる判例についての著者の見解を含め、ジ

ジャーナリズムの法理に関して広範な検討が加えられている。著者の基本的観点は第 1 章で要約されている。そこでまず、この章を概観することで、本書の中心的論点を明らかにしたい。

*

著者は最初に、表現の自由を保障する根拠に関して、思想の自由市場論、自己統治・民主制論、多様な情報の流通と個人の自律、という三つの観点から論じる。この中で特に重視されるのは、「多様な情報の流通」である。というのも、「結局、思想の自由市場論も自己統治論も、多様な情報の流通を可能にする前提として表現の自由を評価する議論」(八頁)として位置づけられるからである。この観点に立つことにより、「表現の自由は手段価値を有するにすぎない」、「多様な情報の流通という社会的利益は、表現の自由を正当化するだけでなく、その制限も正当化する(放送内容の政治的公平性など)」、「多様な情報の流通という社会的利益は、ある種の特権を正当化する場合がある(公人の名誉・プライバシーに関するジャーナリストの表現を一定限度厚く保護する場合など)」といった見解が導かれることになる。この中で留意されるべきは、表現の自由については、それを多様な情報の流通という目標を実

現するための手段的価値と明確に位置づけている点であろう。ただし、それと同時に「多様な情報の流通と個人の自律が衝突した場合……原則的には、個人の自律が優位する」(九頁)と述べていることは、著者の基本的な見解を知ろうえてきわめて重要である。

この問題に関連して著者は、表現の自由を中心とする精神的自由権の問題に言及し、「憲法が根源的に守ろうとするものは『個人の自律』である」と主張し、そして『個人の自律』と、自律的選択に基づく具体的な行動を通じて追求される『自己実現』とは峻別される必要がある」(一五頁)と述べている。したがって、「個人の自律的選択は、人権として社会的利益の有無とは無関係に保障されるが、自律的選択の実行次元である自己実現は、それが経済活動によるものでも精神活動によるものでも、社会的利益との調整を受ける」(三五頁)ことになる。以上の見解から、本書の中で何度も言及される最も基本的な概念、すなわち「表現の自由の公共的使用」に関する定義が導き出される。それは、「自己実現の手段として独占的な情報媒体を使用する場合を典型例とする、一連の表現活動」(同)というものである。そして、それを規律する規範が「表現の自由の公共的使用の理念」と規定される。この「表現の自由の

公共的使用」という概念と、前述した「多様な情報の流通」とは次のように関連づけられている。

「表現の自由の公共的使用は、この多様な情報の流通という理念によってデザインされる。つまり、公共的使用に対する各種制約と同時に特権的保護もこの理念によって正当化される。さらに多様な情報の流通という理念は、表現の自由の公共的使用に対して向けられた他の公益の調整要請から表現の自由を擁護する機能も果たす。」

(三六頁)

*

以上が本書における、著者の基本的立場である。以下では、本書の特長でもあり、私の専門領域であるマス・コミュニケーション論、ジャーナリズム論と直接関連する部分を中心に検討してみる。

第2章で著者は、前述したように、数多くのジャーナリズムに関連する文献を参照・引用しながら、またその一方で独自の視点をできるだけ前面に出しながら、ジャーナリズムの規範的再生について興味深い考察を加えている。ここに一貫して流れている問題意識は、「ジャーナリズムを、情報主体間の媒介(＝媒体モデル)としてではなく、情報主体そのものとして規定し、主体化したジャーナリズムに

言論表現活動に内在する倫理と責任を積極的に果たさせようとする」(カッコ内引用者、四八頁)とこの「実体モデル」が、現代日本社会のジャーナリズムの中で空洞化してきたという危機的かつ批判的な認識である。

こうした認識のもとでは、通常ジャーナリズムに対して期待される、批判精神・真実の究明については、以下の二点が要請されることになる。それは第一に、他者を批判する者は、自身を他者の批判に開かなければならない、第二に、徹底した批判精神・真実の究明は、社会通念、市民感情、時には法とさえも衝突する、というものである(五四頁)。ここでの主題は、他の個人や集団と比べ、事実上様々な特権が付与されている、個々のジャーナリストやジャーナリズムの活動の社会的な意味と、それゆえに生じる規範的要請について検討を行うことである。その要請の基盤を形成するのは、やはり「表現の自由の公共的使用の理念」である。この観点に立つことで、著者は、ジャーナリズムの「権力批判」の減退を根拠とする、数多くのジャーナリズム批判が展開する主張とは異なる見解を提示することに成功している。ちなみに、日本の従来のジャーナリズム批判を見ると、「日本は戦前あるいは戦争中のジャーナリズムの苦い経験から戦後スタートとして、権力チェック

をいちばんの柱に掲げてきたはずなのに、それが次第にうすれてきた(川崎泰資・柴田鉄治『ジャーナリズムの原点』岩波書店、一九九六年、一八六頁)といった主張が支配的である。ところが著者は、そうしたジャーナリズム批判の重要性は認めつつも、それから一步進み次のように述べている。

「批判精神は、多様な情報を再生産し続ける信念の具現として評価すべきであって、そうしてはじめて、『権力批判』を超えて、他者の批判の受け容れや自己自身に対する批判を可能にする。こうした精神のあらわれこそ、『表現の自由の公共的使用の理念』によって憲法的に保護されるのであって、『権力批判』のみが特権化されるわけではない。」(五九頁)

*

このような見解を提示した上で、著者はジャーナリズム論により踏み込みながら、そこでの重要な研究テーマの一つである客観報道(主義)の問題へと論を進める。著者の問題意識は、客観報道について論じる人々が、「客観報道の原則を唱えつつも、報道には『主観』が入らざるを得ないことを認めているのに気がつく。……これでは矛盾である」(六〇頁)というものである。著者が主張するこの種

の矛盾が典型的に見られるのは、次のような見解である。それは、「歴史的パースペクティブに立つて常に自己の主観をみがき、表層的な事象に惑わされず真実に迫ろうという姿勢で、できるだけ事実を客観的に追及する実証主義に徹すれば、いま批判されている客観報道主義の弊害も限界も、大方消え去るに違いない」(原寿雄『ジャーナリズムの思想』一九九七年、岩波新書、一六二頁)というものである。

これに対して著者は、客観報道とは、①主観的排除の原則などではなく、むしろ、主観性の混入が不可避であることの自覚に根ざした原則であり、②客観/主観(事実/意見)の二項対立図式の下に単純な二者択一を迫る原則ではなく、むしろ、錯綜した意味の世界が単純な仕分けを許さないものであることを真正面から認めた上で、読者・視聴者と情報の確度や価値を共有するために、粘り強く仕分けに努めるプロフェッショナルとしての技量であり、③それを正当化するものは、商業的戦略でも媒体的モデルでもなく、「表現の自由の公共的使用の理念」という規範であって、客観報道原則はかかる規範に対するジャーナリズムの主体的関与から生まれる実体的エトスである、といった諸点を強く主張している(六七頁)。なおここで言う、情報の

「仕分けの技法」としては、情報源の明示、署名記事の原則化による責任主体の明確化、掲載情報の明確な分類、などが掲げられている（六八頁）。

ここで著者が展開する、日本のジャーナリズムの客観報道原則に対する批判は、先の原の引用との比較からわかるように、一見すると従来のジャーナリズム批判における客観報道に関する論議とそれほど大きく異なるものではないように見えるかもしれない。しかしながら、著者の批判については、それがジャーナリストと読者・視聴者と情報への確度や価値を共有することの重要性を主張し、表現の自由の公共的使用の理念という立脚点を備えている点で、これまでのジャーナリズム批判と比べ、かなり説得的かつ実践的であると評価できる。ここで採られている、表現の自由の公共的使用の理念を中心にジャーナリズムの法的諸問題について検討するという手法は、本書の中で繰り返し用いられている。

例えば、プレススの自由を「民主制の維持」という観点から特別視する見解に関しては、「表現の自由の中でも『プレス』『ジャーナリズム』と観念されてきた活動に、一定の制約と特権的保護を与え得る社会的利益の存在を認めるが、そのような公益は、表現の自由の保障根拠そのもので

あり、他の公益と対抗関係に立って表現の自由を擁護する役割を担うものではないと考え、そのような公益として『多様な情報の流通』を位置づけた。民主制の維持では余りにも包括的である」（一〇八頁）という具合である。

また、取材源の秘匿の問題に関しても、「報道媒体に情報を提供するという点で表現の自由の公共的使用に該当し、情報流通の多様性という公益を再生産するという点で公共的使用の理念に合致する限りで、取材源の秘匿はかかる公益の観点から特別に保護されることになる」（一二三頁）と論じている。さらに、日本のジャーナリズム批判の中心的な標的である「記者クラブ」の存在と機能に関しても、「記者クラブの調整機能が適正に働くには、記者クラブが提供される便宜の配分機構であることをやめ、表現の自由を尊重し、多様な情報の流通の保持を使命とする、原理的な結合に変化することがどうしても必要になってくる」（一五二～三頁）とも述べている。加えて、近年、情報技術の発展の影響を直接に受けている放送メディアに関する制度・規制についても、『放送』という概念は、物理的・技術的特性に対応した概念から、制度構想概念に転換される必要がある。マルチ化する情報社会にあつて、多様性を政策的に供給する媒体を『放送』と呼称すればよい。そ

して、この概念は、様々なメディアの組み合わせのなかで確定され、また規制を受けない非『放送』系メディアとの競合関係のなかで多様性の実現の達成度が図られるという意味で、情報社会を構成するメディア総体を視野に入れた制度構想概念である」(一七〇頁)と明快に論じている。

*

第5章で著者は、本書の総括的な主張とも言える「ジャーナリズムの社会的責任」について詳細に論じている。ここではまず、従来、社会的責任を果たす有力な手段として用いられてきた自主規制に代わり、「自己規律」という表現を用い、新たな議論の展開を試みている。ここで言う自己規律とは、「ジャーナリズムが、権利・利益との衝突可能性を『原罪』として抱えていることを自覚するとともに、かかる『原罪』を直視し、むしろ積極的に自らの表現の自由を緊張状態に置く姿勢を意味する」(二九六頁)というものである。その上で、これまで社会的責任論の有力な根拠となってきたアメリカの「プレスの自由委員会報告書(二九四七年)」について論じ、そこから「メディアは社会問題全般に責任を持つわけではない」という見解を導き出し、以下のような主張を展開する。

「結論から言えば、マス・メディアが責任を持つのは、

社会における『表現の自由』の確保についてであって、社会目標の追求一般に責任を持つと考えるべきではない。巨大媒体を通じて表現の自由の公共的使用が、自発的にせよ他律的にせよ、負うべき責任とは、『多様な情報の流通』という社会的責任に対するものである。それを超えて、マス・メディアは、公民の育成、政治勢力の仕切り、あるいは『浄化された社会』の建設などの責任を負わされるいわれはないし、また、その責任を引き受けることは危険ですらある。」(二九八頁)

こうした見解は、マス・メディアの影響力の大きさを前提にして、結果的に及ぶその社会的影響について論じることの多い、従来のジャーナリズム批判の見解とは大きく異なる。

さらにこの見解に拠るならば、「新聞倫理綱領」(二〇〇〇年六月改正)や「放送倫理基本綱領」(一九九六年制定)で示された見解も批判の対象となるであろう。ちなみに前者においては、「おびただし量の情報が飛びかう社会では、なかが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである」と述べられており、後者

においても「放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」ことが明記されている。その意味では、「多様な情報の流通」という社会的責任のみを取り上げる著者のここでの主張に対しては、それをかなり大胆なものと評価することもできよう。しかし、著書が一貫して本書で展開している論理からすれば、当然の帰結と考えられるのである。

この観点から、一九九四年に発表された読売新聞社の「読売改憲試案」と、それに対応・反論する翌年の朝日新聞社の社説特集キャンペーンに関する、「ジャーナリストの複合の意義を考えると、憲法論議の当事者になることは果たして妥当なのかどうか疑問が残る」（三〇七頁）という見解が導かれることになる。なお、ここで言う「ジャーナリストの複合の意義」とは、著者が採用する「ジャーナリスト複合モデル」に裏打ちされたもので、そのモデルではマス・メディア組織は、「表現の自由の公共的使用の理念、あるいはジャーナリズムのエトスにおいて結集した職能集団」（三〇六頁）として、すなわちマス・メディア内部の自由度が大きい集団として捉えられている。その対極には、そうした自由度や多様性が低く、個々のジャーナ

リストの見解よりも社論が優先される「結社モデル」が据えられている。

自己規律という概念を提示し、それを駆使しながらマス・メディアの社会的責任論を展開する著者の見解はきわめて興味深いものであり、マス・メディア法のみならず、ジャーナリズム論の領域においても貴重な問題提起と評価できる。さらに言うならば、ジャーナリズムの社会的責任をかなり抑制して把握する著者のこの見解は、新たなジャーナリズム論を生み出す契機となる可能性を持つものと評価できるかもしれない。

しかし、本書では主としてアメリカのプレスの自由委員会の報告書を拠り所にこの見解を導き出し、日本のマス・メディアの社会的責任論に適用するという組み立てになっているが、この点に関しては疑問が残る。というのも、「戦後間もない時期から、日本新聞協会は『倫理綱領』を掲げて、ジャーナリストの職業倫理の向上に努めているが、それは（プレスの自由委員会が危惧した）商業主義の反省というよりは軍国主義への反省を背景としており、アメリカとはひと味違う日本的な『社会的責任論』の道歩んでいる」と捉えられるからである（カッコ内引用者・岩田温「ニュースの制約」大石裕・岩田温・藤田真文『現代ニュ

「ス論」有斐閣、二〇〇〇年、六一頁)。先に引用した新聞倫理綱領や放送倫理基本綱領にしても、こうした歴史的文脈を考慮しながら考察を加える必要があると思われる。確かに、戦後の日本のジャーナリズムは、理念、制度的、実践、いずれにおいてもアメリカのジャーナリズムの影響を強く受けてきたことは否めない。とはいえ、やはり日本のジャーナリズムについて論じるには、日本社会に文脈に一度引き寄せる必要があったと思われる。他の箇所ではそうした手法が取られているだけに、ここでその手続きが省かれた点は惜しまれる。

*

以上、概観してきたように、本書はかなり明確な規範的な理論を提示し、ジャーナリズムの法理の問題に正面から取り組んでいる。本稿でも再三述べてきたように、それを可能にしているのは、「多様な情報の流通」に資するためのジャーナリズムという視点がつねに保持されていることにある。すなわち、個人の自律を実現するためには多様な情報の流通が必要であり、その実現のために表現の自由が存在し、その担い手として、あるいはそれを公共的に使用する個人・組織としてジャーナリズムが存在する、という論理が貫徹しているのである。

マス・コミュニケーション論、あるいはジャーナリズム論の中で、法律的視点からのアプローチは、一般に他の領域からのそれとは異なる特長を有し、それが大きな強みとなっている。その特長とは、第一に、例えば「個人の自律」に関する本書の見解に見られるように、強固かつ明確な基準を設定し、それに基づいてジャーナリズムの活動やそれにまつわる法制度について論じ、解釈するという手法が取られることである。第二は、本書でも数多く引用されているように、ジャーナリズムの活動に関する判例がすでに数多く存在することから、この種のアプローチが、判例について評価を行いつつ、そこで示された判断や解釈を参照しながらジャーナリズムの制度や活動に関して考察を加えることができるという点である。さらには、それに基づいて、ジャーナリズムに対して一定の指針を与えようという点も忘れてはならない。以上のように、法律的アプローチというものは、実践的な色彩を強く持ち、他のアプローチよりもジャーナリズムに直接に影響を及ぼす力を有すると言えるのである。

本書は、こうした法律のアプローチの持つ強みを十分に生かしており、ジャーナリズムをめぐる具体的な問題に関しても、かなり踏み込んだ考察が加えられている。しかし、

そこでの考察は、抑制がきいており、均衡がとれている。それを可能にしているのは、やはり「多様な情報の流通」という、これまでのジャーナリズム論と比べると比較的中立的かつ穏健な概念を使用している点に求められよう。この概念を規定するにあたり、著者は「意見や情報が社会に多様に流通する状態」という見解に主に依拠しており（四二頁）、それほど詳細な検討を行っているわけではない。ただし、この問題に関連して、これまで様々な議論を呼んできた、放送メディアに対して課せられている「多角的論点解明義務」については、それは「単なる努力義務ではない」（一六六頁）と明確に述べている。

もちろん、理念としてではなく、現実問題として「多様な情報の流通」に関して検討しようとするならば、それについてはかなり多層的に捉える必要があるし、より踏み込んだ考察が必要となる。この点に関連する、「放送の公正・公平」のあり方という問題に絞っても、「一つの番組の中でバランスを取るべき」「一つひとつの番組は偏っていても、放送局全体でバランスを取ればよい」「一つひとつの放送局は偏っていても、放送局の間でバランスを取ればよい」「新聞や雑誌などを含めて、全体でバランスを取ればよい」というように、要求水準に

応じて情報の多様性の形態は異なる（NHK放送文化研究所『放送研究と調査』一九九八年、五月号、一四頁、参照）。

今後著者が、本書で展開した法律的アプローチを基にして、より現実のジャーナリズムに近づき、「多様な情報の流通」を問題に取り組み、分析・評価を行う際には、こうした点に留意する必要があると思われる。

*

改めて指摘するまでもなく、ジャーナリズムは、読者・視聴者に対しては情報を提供し、操作する主体として機能する一方で、情報源から情報の提供を受け、操作される客體という側面もあわせ持つ。さらには、ジャーナリズムの報道は、出来事や事件にとって第三者的に存在するのではなく、その推移に直接に関わるという側面を持つ。報道された出来事や事件、およびそれに直接に関わる人々や組織にとつて、ジャーナリズムは第三者などではなく、当事者として機能するケースも多々見られる。既存のジャーナリズム批判の中でたびたび見られるような、ジャーナリズムを社会の外に置き、社会を観察し、それに対して警鐘を鳴らすのがジャーナリズムの役割や機能であるかのように論じることの欠陥はそこにある。

最後にこの問題と深くかかわる、客観報道とニュー・ジャーナリズムに関する著者の見解について検討してみたい。ここで強調したいのは、じつは出来事や事件の当事者になりうるというジャーナリズムの側面が、客観報道を実践したり、それについて論じることを困難にしている点である。そこから、著者も言及している「戦略的儀礼」(タックマン)としての客観報道という実践、ないしは理解の仕方が生じてきたと言える。いわゆるニュー・ジャーナリズムは、「客観報道(主義)」に象徴されるこうした儀礼に枠をはめられることを嫌う一群のジャーナリストたちによって生み出され、支えられてきたと捉えられる。著者は、ニュー・ジャーナリズムの発展過程についての確に要約した後、「ニュー・ジャーナリズムを特徴づけているのは、やはりノンフィクションと調査報道の融合という方法上の新しさである。文学と報道が構築してきた、それぞれ質の異なる訴求力を融合させたこの新しい潮流は、ジャーナリズムに新しい可能性を与えると同時に一種の緊張をもたらした」(七一頁)というように、その範疇に入る一連の作品を対して高い評価を与えている。しかしその一方で、「調査取材によって集積された事実が物語を構築していくプロセスを封印したまま、物語だけが全面展開するニュー

ジャーナリズムは、情報価値の共有原則としての『客観報道原則』の視点からすると、ジャーナリズムにとつてはやはり危険な賭けであることは否定できない」(傍点引用者・七五頁)と批判する。

この批判は、一面では賛同できる。しかし、既存のジャーナリズムが、様々な制約から限定された事実のみを収集・編集することでニュースを構成し、結局は支配的かつステレオタイプ化された社会像や価値観、すなわ「大きな物語」の再生産に寄与してきた点は見逃すことはできない。ニュー・ジャーナリズムは、(そのすべてではないにせよ)長期にわたる綿密な取材、膨大な資料の収集、徹底したインタビューなどを通じて、できるだけ多くの事実を収集し、その上で社会において支配的な「大きな物語」の中では見落とされてきた、あるいは辺境に追いやられてきた、もう一つの物語の創造を志していると考えられる。その際に、既存のジャーナリズムとは異なる素材(歴史的な事件を含め)を選定してきたことのみならず、取材方法や文体の側面でもまさに冒険を試みてきたことは忘れてはならないであろう。確かに、著者が言うように、ニュー・ジャーナリズムの一連の作品を、ジャーナリズムの規範的側面から評価するならば、そこには「危険な賭け」という側面がつき

まとうのも事実である。しかし、素材、取材方法、文体、いずれにおいても、従来のジャーナリズムとは異なる志向性を有する点で、ニュー・ジャーナリズムが「多様な情報の流通」を促進してきた、というより積極的な評価を付与することも可能だと思われる。

*

著者は、今後、マス・コミュニケーション、あるいはジャーナリズムの法的諸問題に対して、どのような手法で迫っていくのであろうか。先に述べた、法律的アプローチの強みに依存しながら、法律や解釈、あるいは判例の評価という手法でこの種の問題に取り組んでいくのであろうか。あるいは、マルチメディア化の潮流に寄り添いながら、マス・メディア法から情報法へという傾向に拍車をかける役割を担っていくのであろうか。あるいは、本書の中で試みたように、ジャーナリズムの現実の活動報告やそれを基に展開されてきた研究成果を積極的に摂取しながら、「ジャーナリズムと法」の問題構成の中で、すなわち本書の延長線上で新たな研究領域を開拓する方向に進むのであろうか。いずれの研究の方向をとるにしても、本書で提起された「表現の自由の公共的使用」、および「多様な情報の流通」に関する考察は、確固たる基盤を提供するはずである。そ

のことは、本書がマス・コミュニケーションと法の問題を考えるうえで、刺激のかつ有益な見解を提示していること証左にほかならない。

(嵯峨野書院・二〇〇一年、A5版、三四七頁、二八〇
〇円十税)

大石 裕